

契約番号 2026001970-00

工 事 名 下水道施設点検パトロール等業務委託

質問 1

・必要な資格に、従業員 10 人とありますが落札の際に 10 人有っていて、施工の際に減っていても問題ないでしょうか？例えば落札後 10 人で提出していて、その後一時的に人数が減った場合も問題ないでしょうか？

・また施工ごとに従業員名簿などの提出はありますか？

・この従業員 10 人の中に、女性従業員が含まれていても問題ないでしょうか？

回答 1

・特記仕様書「6.その他」及び公告文「2 入札に参加する者に必要な資格の⑤」へ記載のとおり、履行期間中は常に要件を満たす従業員を 10 人以上確保する必要があります。

・参加資格確認申請書類としての作業員名簿については、施工内容による分類は必要ありませんが、施工計画書への記載は求めています。（仕様書 第 12 条による）

・従業員の性別は問いません。

質問 2

・入社から 3 カ月経っていない従業員も、10 人の中にカウントできますか？

・また現在、社会保険の加入手続き中の従業員も 10 人の中にカウントできますか？（加入届出書の控あり）

回答 2

・業務責任者以外の従業員については、3 ヶ月以上継続して所属している必要はありません。

・開札日時において社会保険へ加入しており、その状況が確認できればなりません。

質問 3

・01-2 公告文（別添）にて記載の加入証明書について CCUS へ登録のある従業員を作業員名簿へ記載する場合には原則へ記載のとおり証明書の添付は” 不要 ” でよろしいでしょうか。もしくは CCUS より打ち出す書類（印刷物）など必要書類がございますでしょうか。

・CCUS に登録のない者がいた場合には、マイナポータルより印刷した【医療保険の資格情報（1/2）】部分（添付ファイル）内の記号・番号・枝番・保険者番号を黒塗りにしたものもしくは、【健康保険資格確認書】内の記号・番号・枝番・保険者番号・QR コードを黒塗りにしたもののいずれかを提出することで証明書となりますでしょうか。

回答 3

・CCUS を加入証明書類とする場合は、作業員の CCUS 技術者情報の画面（所属事業者、保険加入状況、雇用期間が分かるもの）を印刷したものをご提出ください。

・質問のとおり、医療保険の資格情報（1/2）または健康保険資格確認書を黒塗りしたものは、健康保険の加入証明書類となりますが、所属事業者や雇用期間が確認できない場合

は、「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写）」及び「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）」等をご提出ください。